

## 委 員 長 報 告

本委員会は、去る12月11日の本会議において付託を受けた議案10件について、13日及び20日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第2号 田辺市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、同議案第5号 田辺市手数料条例の一部改正について、同議案第6号 田辺市火災予防条例の一部改正について、同議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解について、同議案第17号 平成29年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第2号)の所管部分、同議案第18号 権利の放棄について、同議案第19号 平成29年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)、同議案第21号 平成29年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の以上8件については、全会一致により、同議案第1号 田辺市長等の給与に関する条例の一部改正について及び同議案第15号 平成29年度田辺市一般会計補正予算(第7号)の所管部分の2件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第6号 田辺市火災予防条例の一部改正についてにかかわって、改正内容の詳細説明を求めたのに対し、「本条例改正は、飲食店やホテル、病院、社会福祉施設など不特定多数の方が利用する建物のうち、消防法令で義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない等、重大な違反があると認められる建物について、利用者がその危険性に関する情報をみずから入手し、利用する際の判断ができるよう、その違反建物の名称、所在地、違反内容を公表できるように改正するものである。また公表は市ホームページにおいて行う」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成29年12月20日

総務企画委員会

委員長 尾 花 功

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る12月11日の本会議において付託を受けた議案7件について、12日及び20日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第3号 田辺市都市公園条例の一部改正について、同議案第4号 田辺市公園条例の一部改正について、同議案第12号 田辺市紀州備長炭記念公園の指定管理者の指定について、同議案第13号 田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」の指定管理者の指定について、同議案第14号 田辺市龍神温泉センターの指定管理者の指定について、同議案第15号 平成29年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分及び同議案第20号 田辺市簡易水道事業の田辺市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第15号 平成29年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分のうち、観光費にかかわって、熊野本宮大社創建二千五十年奉祝記念事業の詳細説明を求めたのに対し、「熊野本宮大社御創建二千五十年奉祝式年大祭推進協議会に対する補助金で、主な用途は誘客のためのポスターやパンフレット、スタンプラリーの台紙などPRグッズの作成費用である。熊野本宮大社創建二千五十年という観光素材を大々的にPRし、熊野本宮大社を中心として本市全体の誘客につながるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成29年12月20日

産業建設委員会

委員長 二 葉 昌 彦

## 委員 長 報 告

本委員会は、去る12月11日の本会議において付託を受けた議案7件について、12日及び20日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第7号 田辺市立小学校及び中学校条例の一部改正について、同議案第8号 田辺市集会所条例の一部改正について、同議案第9号 田辺市体育施設条例の一部改正について、同議案第10号 工事請負契約の締結について、同議案第16号 平成29年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び同議案第17号 平成29年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第2号）の以上6件については、全会一致により、同議案第15号 平成29年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第15号 平成29年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分のうち、生活保護費にかかわって、生活保護費の不適正な事務処理事件を受け、職員による現金の取り扱いを減らすためにどのような対策を講じたのかただしたのに対し、「受給者から市への返納金が発生した場合などであっても、受給者に直接金融機関等で返納手続をしていただくなど、ケースワーカーが現金を取り扱うことがないよう対応している」との答弁がありました。これに対し委員から、現金の取り扱いを厳格化することとなったが、一方で体の不自由な受給者であってもケースワーカーは返納手続等の手助けができないなど、十分な対応ができない事案が発生する。また、ケースワーカーをはじめとする職員が偏見を持たれる可能性もある。こうしたことは市として本当に残念なことであり、今後、その時々で必要な見直しを行いながら、市民の信頼を取り戻せるよう取り組まれないとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成29年12月20日

文教厚生委員会

委員長 橘 智 史